平成２２年（フ）第５５９７号
大阪府高槻市北大樋町７番６号
債務者　山中ゆかり
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６４１号
大阪市城東区中央３丁目７番18―442号
債務者　吉永　浩司
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６４４号
大阪市旭区今市１丁目２番５―621号
債務者　金丸　美子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６５４号
大阪府豊中市浜１丁目24番16―108号
債務者　中井　明江
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６６２号
大阪府東大阪市新喜多２丁目６番27―3004号
朝日プラザＡ―3004号
債務者　濵田　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６６４号
大阪市住吉区我孫子東３丁目７番９―1107号
債務者　宮本　秀子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６６６号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―810号
債務者　内藤マリ子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３６５号
札幌市厚別区厚別南１丁目３番12号　ララコムひばりが丘Ａ―201
債務者　澤田　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８９号
札幌市中央区南７条西１丁目６番地２　フランセジュール南７条1205号
債務者　本間　弓理
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２９号
札幌市手稲区稲穂３条１丁目３番18―105号、申立時の住所札幌市手稲区稲穂２条２丁目10番２号
債務者　岩田さおり
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５９号
札幌市北区新川４条11丁目４番15号　ハウスプリムヴェール102号
債務者　土屋　松江
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８９号
北海道石狩市花川南９条２丁目152番地
債務者　籔　富士夫
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９０号
北海道石狩市花川南９条２丁目152番地
債務者　籔　今日子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９５号
札幌市東区北12条東16丁目１番13―505号
債務者　天川　晶寛
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９６０号
札幌市東区北45条東12丁目１番１―103号
債務者　勝良　幸子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９８５号
札幌市豊平区平岸４条11丁目４番11―310号
債務者　森　　泰嘉
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９８８号
札幌市中央区南12条西８丁目１番21―703号
債務者　高橋　亮太
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９９３号
北海道千歳市本町５丁目878番地の114
債務者　小田　　歩（旧姓片野）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部